

亀岡市ボランティアポイント制度（（仮称）いきがい健幸ポイント制度）に関するシステム構築業務 仕様書

1 業務名

亀岡市ボランティアポイント制度（（仮称）いきがい健幸ポイント制度）に関するシステム構築業務

2 業務目的

高齢者の社会参加活動を活性化させ、住み慣れた地域で健康で自立した日常生活が継続できることを目的として、「亀岡市ボランティアポイント制度（（仮称）いきがい健幸ポイント制度）」を令和5年度から開始するにあたり、ICTを活用したシステムを導入することにより、市民や関係者の負担を軽減し、参加しやすい仕組みとすることを目指すものである。

3 契約期間及びスケジュール

（1）初期構築業務に係る契約期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

（2）業務委託契約の締結・業務の開始時期

令和4年7月下旬（予定）

（3）構築スケジュール

令和5年3月中に動作確認を行い、4月1日から運用を開始する。なお、スケジュール詳細については市と受託業者が別途協議のうえ決定する。

4 業務内容

本業務の内容は次の通りとする。

（1）基本的項目

- ア 参加者の会員登録申請
- イ 場の提供者の団体登録申請及び活動登録申請
- ウ 参加者の活動参加申し込み
- エ ポイント獲得
- オ 登録情報やポイント情報の確認
- カ ポイント還元

（2）システム開発

本事業における活動情報の発信や参加登録を行うWEBサイト及び取扱いデータを適切に管理できるアプリケーションを開発すること。

- ア 管理者機能

- イ WEB サイト及びアプリケーションの開発
- ウ 動作環境
- エ サーバ・データセンター
- オ 情報セキュリティ対策
- カ その他

(3) マニュアル作成及び研修

5 本サービスの基本事項

提案にあたっては、以下の点及び別紙機能要件一覧を踏まえること。

(1) 対象者

ア ボランティア活動への参加者（以下、「参加者」という。）

65歳以上の市民

イ ボランティア活動の場の提供者（以下、「場の提供者」という。）

・介護施設や地域団体、NPO団体など

・亀岡市

(2) 利用想定数

5,300人

※利用想定数より利用者が増加しても、サーバ容量の拡張など柔軟に対応できること。

(3) 運用開始時期

令和5年4月1日

(4) 利用方法

WEB ブラウザ及び iOS、Android スマートフォン向けアプリケーションで利用可能とすること。

利用するハードウェアのスペック（CPU、メモリ、ディスプレイ解像度等）は一般的な普及状況を考慮し、著しく高い性能を要求しないこと。

(5) ユーザビリティへの配慮

ユーザビリティを考慮し、年齢や障がいの有無、スマートフォンやタブレット等のデバイス環境に関わらず、多くの利用者が目的の情報を得ることができるよう、ユニバーサルデザインに配慮すること。

(6) サービス形態

インターネット経由でサービスを提供する ASP・SaaS 利用型等のクラウドサービスとする。

(7) 利用時間

原則として24時間365日稼働とする。ただし、何らかの原因によりやむを得ずサービスが停止する場合は、迅速な復旧または代替手段を用意し、サービスの利用に

支障が出ないようにすること。なお、安定したサービス提供に関して、サービスレベル合意書（SLA）を別に締結するものとする。

（８）機能要件

別紙「機能要件一覧表」に示す要件の項目は全て見積金額の範囲内で実装すること。ただし、条件どおりの実装が困難な場合は代替案の提案をすることも可とするが、市がその代替案について要求項目を十分に満たすものであると判断した場合のみ、対応可能として解する。

（９）マニュアル作成・操作研修

受託者は、管理者用マニュアルと利用者（参加者・場の提供者）用マニュアルを作成し、マニュアルに基づく操作研修を実施するものとする。

（１０）打ち合わせ

打ち合わせは、業務着手前、中間、業務完了時及び随時必要に応じて行うものとする。

なお、打ち合わせについては、社会福祉協議会や地域住民、ボランティア団体等も含めて実施するものとする。

（１１）運用保守

ア 保守の体制

- ・本市の就業時間内（平日 8 時 30 分から 17 時 15 分まで）は、電話及び電子メール等により技術的な問い合わせの受付を行うこと。
- ・障害が発生した場合には、速やかに障害の特定を行い、復旧対応を行うこと。
なお、障害対応方法は現場作業に限定せず、遠隔からの対応も可能とする。
- ・受注者は事前に保守体制を確立し、通常の保守対応時間帯及び緊急時における連絡先を本市に対して示すものとする。

イ ソフトウェアの保守

- ・データのバックアップを行い、適切な頻度で記録媒体に退避させ、トラブルがあった際に復元できるようにすること。
- ・システムの構成、性能、リソース、インシデント等の管理を行うこと。
- ・本システムはマルチブラウザに対応したものとし、バージョンアップが行われた場合は、最新のバージョンで問題なく動作することを確認すること。

ウ 運用サポート

- ・本市からの運用に関する各種問い合わせに対して、受注者は誠意をもって対応すること。
- ・OSおよびソフトウェアのバージョンアップやメンテナンス等のためのサービス停止については、事前にメーリングリストやサービスサイト等を通じて本市へ連絡すること。

6 成果物の納品

以下の成果物を納品すること。なお、データで提出するものは、原則として docx、xlsx、pptx で表示・編集及び印刷できる形式とする。

- (1) WEB ブラウザでの利用環境 一式
- (2) iOS スマートフォン用アプリケーションでの利用環境 一式
- (3) Android スマートフォン用アプリケーションでの利用環境 一式
- (4) ボランティアポイントシステムのマニュアル一式（データ）
- (5) 受託者が作成し、相互に確認した打合せ等の記録簿（データ）
- (6) その他本業務で取得又は作成した資料一式（データ）

7 その他留意事項

(1) 秘密の保持等

市が個人情報、秘密と指定した事項、及び業務の履行に際し知りえた秘密を市の許可なく第三者に漏らしてはならない。また、この義務は履行期間の終了後または契約を解除した後も存続するものとする。

(2) 契約範囲外利用の禁止

受託者は、市の同意を得ることなく、市の保有データの複写・複製または持ち出しではならない。市の同意を得た場合も、使用済みの情報等は業務完了後速やかに市に返却しなければならない。

(3) 再委託

本業務の一部を再委託する場合、事前に再委託範囲及び再委託業者を市に書面で提示し、了承を得ること。また、受託者は再委託先の行為について全責任を負うこととする。

(4) 契約不適合責任期間等

委託契約終了後 1 年間は契約不適合責任期間とし、システムの運用開始後に判明した本業務に係る契約不適合機関は受託者において無償で改修対応すること。

(5) 権利の帰属

本業務の履行により発生した著作権は市に移転するものとする。ただし、本業務開始前に受託者が所有している著作権、外部から提供されているコンテンツに係る著作権についてはこの限りでない。

(6) 追加提案

本業務の仕様は、現在市が最低限必要と考えているものである。受託者の専門的立場から、本業務の費用範囲内で効果的な提案がある場合は追加提案を行うこと。

(7) 協議

本仕様書及び別紙機能要件一覧表に定める事項について疑義が生じた場合、または定めのない事項で協議の必要がある場合は、別途受託者と協議の上決定する。